

付録4 公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対 象	施 設	等	
国 所 得 税 法 人 税	特別償却	公 害 防 止	構 築 物	船舶廃油処理設備	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 騒音防止用処理設備
				船 船	
		機 械 及 装 置	船舶廃油処理設備 重油脱硫設備 汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 悪臭処理用設備 騒音防止用設備 産業廃棄物処理用設備 海洋流出油拡散防止用設備		
	法	無公害化 生産設備	二段接触式硫酸製造装置 隔膜法電解装置 塩素法酸化チタン製造装置 無振動鍛造機 無振動鑄型造形機 無臭乾燥装置		
			地下水くみ上げ規制地域における工業用水道への転換設備（給水管・貯水槽等）		
			公害防止事業者負担法による負担金		
	税	公害防止 資金の必 要経費算 入	公害の防止に要する費用の負担が大きく、かつ所得金額の変動が大きい指定事業（金属鉱業、パルプ業等）を営む者が積立てた公害防止準備金		

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価格の$\frac{1}{2}$の特別償却を認める。</p> <p>(中小企業者に対する特例)</p> <p>適用対象者……初年度に取得価格の$\frac{1}{2}$の特別償却を受けることができる個人又は資本もしくは出資の額が1億円以下もしくは常時従業員300人以下の法人</p> <p>特例内容……3年間各年30% (普通償却と特別償却の合計額)(初年度$\frac{1}{2}$特別償却との選択可)</p>	<p>租税特別措置法 (以下「租特法」という。)</p> <p>第11条第1項、第11条の2、第43条第1項、第43条の2第1項</p>
<p>青色申告書を提出する法人について、普通償却のほかに初年度に取得価格の$\frac{1}{2}$の特別償却を認める。</p>	<p>租特法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人、法人について、普通償却のほかに初年度に取得価格の$\frac{1}{2}$の特別償却を認める。</p>	<p>租特法第11条第1項、第43条第1項</p>
<p>公害防止事業費事業者負担法第2条第4項に規定する施行者に対し同法第5条に規定する事業者負担金で繰延資金に該当するものを納付した者について、負担金の納付時における一時損金算入を認める。</p>	<p>租特法第18条の2、第52条の2</p>
<p>青色申告書を提出する個人、法人について、公害防止準備金として積立てた金額のうち、次のいずれか低い金額を必要経費に算入することを認める。</p> <p>(1) その事業年度の指定事業にかかる収入金額の0.3%(特定の事業については0.6%)</p> <p>(2) その事業年度の所得金額。</p>	<p>租特法第20条の2、第56条の8</p>

区分		項目	対象施設等		
国	所得税	減価償却資産の耐用年数の短縮	汚水処理用、ばい煙等処理用減価償却資産	区分	種類
					細目
				構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造
					鉄筋コンクリート造
					石造
					れんが造
					コンクリート造
					金属造
					土造
					木造
合成樹脂造					
機械及び装置(ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む。)					
法人税	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、汚水排出施設の移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物(譲渡資産という)を譲渡した場合であつて公害規制地域以外の区域において土地等又はその土地等の取得に伴い取得される建物、構築物もしくは機械及び装置(買換資産という)を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したときの買換資産。			
	特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例				
登録免許税	登録免許税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号及び第3号に定める土地にかかる当該組合員等が行う所有権の移転の登記			

優 遇 措 置 の 内 容						根拠法令
昭和44・3・31以前に取得したもの			昭和44・4・1以後に取得したもの			減価償却資産 の耐用年数等 に関する省令 第2条第2項 第1号、第2 号
槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突	槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突	
20年	30年		30年	30年		
20	30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10(汚水処理用のみ)	15		15(汚水処理用のみ)	15		
7(〃)	9		10(〃)	10		
7(〃)	9		10(〃)			
7年			7年			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により、減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産にかかる収入金額が買換資産の取得価格以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価格をこえるときはそのこえる部分の譲渡があったものとする。</p>						租特法第37条、 第37条の4、 第65条の7、 第65条の9、
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内を買換資産を取得する見込みであり、かつ取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合であって、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする場合に差益割合</p> $\left(\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}} \right)$ <p>を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額に損金に算入する。</p>						租特法第65条 の7
譲渡を受けた日以後1年以内に登記を受ける者に限り0.6%とする(一般の場合は5%)。						租特法第78条 の3第2項

区分	項目	対 象 施 設 等	
地 方 税	固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉱山保安法第4条第2号に掲げるふんじん、鉱滓、抗水、廃水及び鉱煙の処理施設 (2) 水質汚濁防止法に規定する特定工場における汚水、廃液の処理施設及び公共下水道を使用する者が設置する除害施設並びに海洋汚染防止法の規定により備え付けられたオイルフェンス (3) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が設置する土提、簡易土提及び防爆壁等 (4) 大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び粉じん処理施設 (5) 工業用水道法等に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械(工業用水道への転換施設) (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設 (7) 悪臭防止法に規定する悪臭物質の排出防止設備 	
		重油にかかる水素化脱硫装置	
		租特法第11条第1項の規定の適用を受ける同項の表の第2号に掲げる二段式硫酸製造装置等	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) ばい煙処理用煙突(70m以上のもの) (2) 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設) (3) 騒音防止施設(消音器、しゃ音堰等) 	
		課税標準の特例	事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場、事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得
		納税義務の免除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工事、事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得
		自動車取得税	税率の特例
	不動産取得税	課税標準の特例	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場、事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得
	自動車取得税	税率の特例	道路運送車両法第41条の規定により昭和50年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車の取得

(注) 1. この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
2. 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p style="text-align: center;">非 課 税</p>	<p>地方税法第 348条第2項</p>
<p>課税年度から3年度分に限りその課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	<p>地方税法附則 第15条第3項</p>
<p>課税年度から3年度分に限りその課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	<p>地方税法第 349条の3第4項</p>
<p>その課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	<p>地方税法第 349条の3第 21項</p>
<p>その課税標準たる評価額から割賦支払代金を控除する。 (割賦支払代金＝譲受価格－引渡しを受ける時までに支払うべき額)</p>	<p>地方税法第73 条の14第5項</p>
<p>納税義務を免除する。</p>	<p>地方税法第73 条の27の5第 1項</p>
<p>昭和49年4月1日から同年9月30日までの間に左欄に掲げる低公害車を取 取した場合は、次のとおり税率が軽減される。 (1) 自家用の自動車（軽自動車を除く。）4%（通常の税率5%） (2) (1)以外の自動車 2%（通常の税率3%）</p>	<p>地方税法附則 第32条第3項</p>